

葛巻町農業委員会  
第30回総会議事録

1 日 時 令和2年12月21日(月) 午後1時30分から午後2時40分

2 会 場 総合センター 産業経営相談室

3 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 議案第6号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

4 出席委員

- ① 深 澤 進                      ② 門 場 政 一                      ③ 藤 森 康 隆
- ④ 藤 岡 俊 策                      ⑤ 川 崎 美由起                      ⑧ 星 野 順 子
- ⑨ 南 坂 スガ子

5 欠席委員

- ⑥ 久 保 淳                      ⑦ 落 宰 勝

6 議事録署名委員

- ⑤ 川 崎 美由起                      ⑧ 星 野 順 子

7 書記(農業委員会事務局)

- 松 浦 利 明 (事務局長)                      松 尾 さゆり (主 幹)

事務局長   ただ今から葛巻町農業委員会第30回総会を進めさせていただきます。  
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思  
います。  
よろしくお願いいたします。

**【あいさつ】**

会   長   早いもので、あっという間に一年が過ぎまして、今年も最後の総会となりました。12月  
に入りまして、例年になく寒い日が続いております。皆さんそれぞれ体調の管理に注意し  
ながら過ごしてほしいと思います。

先週、16日と17日に、地域マスタープランの関係で、田代地区、田野地区、冬部地区で  
座談会を開催しました。事務局と門場代理をはじめ、担当地区の委員さんにご協力をいた  
だきました。大変ご苦労様でした。私も、1つの地区にしか出席ができませんでしたが、  
先ほど事務局から話を聞きましたら、大変有意義な座談会だったということです。地域マ  
スタープランの関係については今年で終わりということではなく、今後も続いていくもの  
ですので、皆様からの引き続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。

**【開 会】**

議   長   それでは、総会に入ります。  
ただ今から、葛巻町農業委員会第30回総会を開会いたします。  
本日の出席委員は9名中7名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。  
なお、6番久保委員と7番落宰委員の2名から欠席の申し出がありましたので報告いたし  
ます。  
本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

**《日程第 1》**

議   長   日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。  
議事録署名委員は、5番川崎委員、8番星野委員のお二人を指名いたします。  
また、会議書記は、事務局職員の松浦事務局長と松尾主幹を指名いたします。

**《日程第 2》**

議   長   次に、日程第2「会期の決定」を行います。  
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議   長   異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

**《日程第 3》**

議   長   次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

**【主幹 挙手】**

議   長   松尾主幹。  
主   幹   はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
11月26日(木)	農業者年金相談会 (相談役) 岩手県農業会議 菅原主任主査 (総合センター保健相談室) 年金相談者3名	松尾主幹
12月2日(水)	第2回盛岡地方農業農村振興協議会幹事会 (盛岡市 盛岡広域振興局)	農政係代理出席 (遠藤室長)

12月3日(木)	農地情報公開システム研修会 (盛岡市 エスポワールいわて)	松尾主幹
12月8日(木)	農業経営者セミナー(認定農業者交流研修会) (盛岡市 マリオス)	川崎委員 松尾主幹
	いわてポラーノの会女性の活躍現場視察研修 (釜石市 浜辺の料理宿 宝来館)	南坂委員
12月15日(火)	現地確認調査 (町内)	門場職務代理者、藤森委員 松尾主幹
	第57回常設審議委員会	書面決議
12月16日(水)	人・農地プラン実質化座談会(田代地区) 10:00～(田代防災センター)	藤岡委員、上家推進委員 松浦事務局長、松尾主幹 農政係
12月17日(木)	人・農地プラン実質化座談会(田野地区) 10:00～(田野構造改善センター)	深澤会長、門場職務代理者 南坂委員、端坂推進委員 松浦事務局長、松尾主幹 農政係
	人・農地プラン実質化座談会(冬部地区) 13:30～(冬部生活改善センター)	

議長 以上でございます。  
議長 ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

議長 【「なし」の声】  
議長 ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

議長 《日程第4》  
議長 次に日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を  
求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

議長 【松尾主幹 挙手】  
議長 松尾主幹。  
議長 議案書は1ページをご覧ください。  
議長 ●●●地区の●●●●●さん所有の農地、●●第●●地割字●●●●の田1筆530㎡を、同  
議長 地区の●●●●●さんに無償移転するものであります。  
議長 申請地の位置図は6ページをご覧ください。  
議長 調査書は2ページに記載しておりますが、現地調査で作物が作付けされていることも確  
議長 認できており、特に問題ないものと思われま。

議長 議長 なお、地区担当の市村推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますの  
議長 で、併せて申し添えます。  
議長 以上でございます。  
議長 この事案はそれぞれ現地確認が行われております。  
議長 現地確認結果の報告を2番門場会長職務代理者にお願いします。

議長 【2番 門場会長職務代理者 挙手】  
議長 門場会長職務代理者。  
議長 現地確認結果を報告します。  
議長 2番 この案件は、無償譲渡による所有権移転でございます。

申請のあった土地については、適切に耕作されていることから、所有権が移転しても土地利用上の問題はないと思われます。

よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり承認することに決定いたします。

## 《日程第5》

議長 次に日程第5「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【松尾主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

議案書は8ページをご覧ください。

今回の農地法第5条の許可申請は1件です。

●●●●●●●●●●が、県の受注工事「●●●●●●●●●●」施工のための資材置場及び駐車スペースとして使用するため、農地を一時転用するものでございます。

農地の所在は●●第●●地割字●●で、●●地区の亡き●●●●●●●●さん代表相続人●●●●●●●●さん所有の畑2筆2,555㎡であります。

申請地の位置につきましては12ページをご覧ください。

調査書は9ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているのとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

工事完成後は、速やかに現状回復を行うものであります。

なお、地区担当の上家推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案はそれぞれ現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を3番藤森委員にお願いします。

【3番 藤森委員 挙手】

議長 藤森委員。

3番 現地確認結果を報告します。

この案件は、岩手県からの受注工事「●●●●●●●●●●」に伴う一時転用でございます。

申請地は、工事場所に隣接しており、工事に伴う資材置き場及び駐車場として使用するものです。

一時転用の面積は、必要最小限であり、工事終了後に現状回復する予定であります。

よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。





議 長 主 幹

松尾主幹。

葛巻町農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められたことについて、資料を別に添付しておりますが、説明につきましては、農地に係る部分のみの説明とさせていただきますので、その他の内容につきましては別添資料をお目通しいただきたいと思います。

議案書は32ページから43ページをご覧ください。農地の案件は2件となります。

この案件は、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第3条第2項の規定に基づき、計画を変更する場合に、市町村は農業委員会等から意見を聴取することとされておりこれに対する回答内容についてご審議いただくものでございます。

まず、33ページの 1 農用地利用計画の変更概要でございますが、(1)土地利用の状況(変更前の状況)の行政区域の総面積は町全体の面積でございます。

次の段の農業振興地域、これは総合的に農業振興を図るべき地域で29,252haのうち農用地区域が15,601.8haとなっております。

これは集团的に存在する農用地や土地改良事業区域内などの生産性の高い農地等で農業上の利用を確保すべく指定された土地になります。

次の(2)農用地利用計画の変更をご覧ください。農用地区域から除外するのは149.5haで、このうち現況が農地のものが2.8haで、本日ご審議いただく内容となります

34ページをご覧ください。農用地区域から除外される2.8haの内訳であります。植林の案件が2件で、面積は28,448㎡となっております。

35ページの事業計画概要書をご覧ください。

1件目の案件は、●●地区の●●●●さんで、農振除外の申請は16筆ありますが、登記地目が畑の分は13筆で22,724㎡すべて●●●●地区の農地となります。

位置図は、38ページの図面をご覧ください。

昨年度までは、地域の担い手である、●●●●さんへ賃貸借していたものですが、農地までの道幅が狭く大型作業機械が入って行けない、作業効率が悪いなどの理由から返還を余儀なくされたものです。

しかし、所有者が3名とも高齢者のため、農地を自作管理することができず、やむを得ず植林し有効活用を図りたいというものです。

37ページの検討表をご覧ください。

申請地は、周囲を山林や山林化した農地に囲まれており、日照時間が短いうえ、圃場までの道幅も狭く、農地として利用するには条件が悪いため、植林をして有効活用を図ることは妥当な判断だと思われま。また、他の農地に影響を及ぼすおそれがないことなどから、農用地区域から除外については、特に問題はないものと思われま。

次に、40ページをご覧ください。

2件目は、●●地区の●●●●●さんで、●●第●地割字●●●●の畑5,724㎡の農地となります。

位置図は、42ページをご覧ください。

こちら、周りが山林に囲まれた場所にあり、狭い作業道を登った高台にあるため、農地として利用するには条件が悪く、すでに耕作放棄地となっているため、植林し有効活用を図りたいというものです。

41ページの検討表をご覧ください。

申請地は、周囲を山林に囲まれており、日照時間が短いうえ、圃場までの道幅も狭く、農地として利用するには条件が悪いため、植林をして有効活用を図ることは妥当な判断だと思われま。

また、他の農地に影響を及ぼすおそれがないことなどから、農用地区域から除外については、特に問題はないものと思われま。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認がそれぞれ行われております。現地確認結果の報告を事業計画番号4番については、9番南坂委員に、事業計画番号5番については、2番門場会長職務代理者にお願ひします。

- それでは、9番南坂委員お願いします。
- 【9番 南坂委員 挙手】**
- 議 長 南坂委員。  
9 番 現地確認結果を報告します。  
この案件は、●●●地区の農地13筆であります。すべて隣接している農地であり、周辺が山林や山林化した農地に囲まれており、圃場までの道幅も狭く農地として利用するには条件が悪いため、植林し有効活用を図ることは妥当だと判断いたしました。また、隣接する農地に影響もないことから、農用地区域からの除外は適正であると判断いたしました。
- 以上です。
- 議 長 次に、2番門場会長職務代理者お願いします。
- 【2番 門場会長職務代理者 挙手】**
- 議 長 門場会長職務代理者。  
2 番 現地確認の結果を報告します。  
この場所は、周りが山林に囲まれた農地であり、圃場までの作業道も狭いため農地として利用するには条件が悪く、植林し有効活用を図ることは妥当だと判断いたしました。また、隣接する農地に影響もないことから、農用地区域からの除外は適正であると判断いたしました。
- 以上です。
- 議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 【「なし」の声】**
- 議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 【「異議なし」の声】**
- 議 長 異議なしと認め、採決に移ります。  
原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
- 【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員です。  
よって議案第6号「葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は同意することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。
- 《日程第10》**
- 議 長 次に日程第10「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。
- 【松尾主幹 挙手】**
- 議 長 松尾主幹。  
主 幹 議案書は44ページをご覧ください。  
今月は、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を2件受理しましたので、ご報告いたします。  
相続登記が完了したことにより取得したものです。地目、面積等は記載のとおりです。なお、受理通知書につきましては、12月16日に送らせていただいております。
- 以上でございます。
- 議 長 この事案は現地確認が行われております。  
現地確認結果の報告を3番藤森委員にお願いします。
- 【3番 藤森委員 挙手】**
- 議 長 藤森委員。  
3 番 現地確認結果を報告します。  
この2つの案件は、相続による所有権の移転の報告であります。  
1番の農地は、田3筆畑6筆で、いずれも飼料作物が作付けされておりました。



- 議 長 ⅴ 以上で説明が終わりました。  
ⅴ これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。  
ⅴ 【「なし」の声】  
議 長 ⅴ ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。  
ⅴ 以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第30回総会を閉会いた  
ⅴ します。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和2年12月24日

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_